

令和4年1月18日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

# 目次

ページ

## 1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 感染者の発生状況	1
(2) 県の対応	1
(3) 医療提供体制等	5
(4) 産業における対応	13
(5) 雇用、労働関係の支援の実施	31
(6) 観光における対応	33
(7) 県立学校及び市町村立学校の対応	36

# 1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

## (1) 感染者の発生状況

1月16日現在、県内における感染者の累計は、クルーズ船における感染者等を除き、177,989名となっている。

### ア 症状別の状況

(1月16日現在)

入院 280名	重症	中等症	軽症・無症状	宿泊施設療養 524名	自宅療養 7,015名	死亡 (累計) 1,321名
	4名	239名	37名			

### イ 新規感染者数の推移

	日	月	火	水	木	金	土	週合計
9月	19	20	21	22	23	24	25	週合計
	394人	257人	188人	173人	259人	251人	193人	1715人
	26	27	28	29	30	10/1	2	週合計
	193人	123人	128人	130人	129人	115人	82人	900人
10月	3	4	5	6	7	8	9	週合計
	86人	51人	77人	86人	102人	65人	81人	548人
	10	11	12	13	14	15	16	週合計
	54人	49人	46人	50人	52人	33人	35人	319人
	17	18	19	20	21	22	23	週合計
	37人	23人	10人	16人	39人	24人	9人	158人
	24	25	26	27	28	29	30	週合計
	11人	7人	13人	15人	16人	8人	7人	77人
	31	11/1	2	3	4	5	6	週合計
	9人	6人	10人	6人	22人	9人	14人	76人
11月	7	8	9	10	11	12	13	週合計
	9人	11人	12人	13人	14人	19人	15人	93人
11月	14	15	16	17	18	19	20	週合計
	12人	18人	9人	18人	21人	27人	8人	113人
11月	21	22	23	24	25	26	27	週合計
	18人	10人	9人	11人	5人	10人	11人	74人
	28	29	30	12/1	2	3	4	週合計
	7人	13人	9人	12人	10人	11人	12人	74人
12月	5	6	7	8	9	10	11	週合計
	5人	6人	9人	10人	22人	17人	16人	85人
	12	13	14	15	16	17	18	週合計
	10人	9人	6人	16人	36人	23人	29人	129人
	19	20	21	22	23	24	25	週合計
	22人	17人	13人	12人	37人	23人	29人	153人
	26	27	28	29	30	31	1/1	週合計
	36人	26人	10人	21人	32人	19人	20人	164人
1月	2	3	4	5	6	7	8	週合計
	21人	34人	55人	93人	152人	251人	351人	957人
	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	443人	518人	387人	548人	842人	1155人	1538人	5431人
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
	1751人							

※ 前の週の同じ曜日よりも感染者数が上回っている場合は(オレンジ)網掛けとし、下回っている場合は斜線(水色)網掛けとしている。

### ウ オミクロン株患者の状況

オミクロン株への感染が確認された患者は、1月16日現在、50名(うち、市中感染41名)となっている。

オミクロン株感染		
確定	感染疑い	計
50名	0名	50名

## (2) 県の対応

### ア 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

(11月16日以降)

開催日	主な議題
11月22日	国の基本的対処方針の変更を踏まえた県の対応について

12月27日	オミクロン株への県の対応について（書面開催）
1月12日	「かながわ県民割」の新規予約の停止について（書面開催）

## イ 本部会議における決定事項

### (ア) 国の基本的対処方針の変更を踏まえた県の対応

#### a 県民への働きかけ

マスク飲食、M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の徹底

#### b 事業者への働きかけ

##### (a) 飲食店等

1組（テーブル）4人以内・2時間を目安とする働きかけを解除

##### (b) イベントの開催（11月25日～）

「感染防止安全計画」の策定により、人数上限を収容定員まで緩和

なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置等として適用する人数制限は、「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用により、収容定員まで緩和可能（12月22日に登録申請受付開始）

### (イ) オミクロン株への県の対応

#### a 病床確保フェーズ等の引き上げ

- ・オミクロン株の新規市中感染者が、3日平均で20人／日（入院約100人相当）となった場合、病床確保フェーズを「3」に、感染状況や医療ひっ迫状況を示すレベルを「2」に引き上げ
- ・県民・事業者への具体的な行動制限は直ちに行わず、その後の病床のひっ迫状況等を踏まえて改めて検討

#### b 感染拡大傾向時の一般検査事業の適用

感染に不安を感じる県民が無料で受けられる一般検査事業を開始

### (ウ) 「かながわ県民割」の新規予約の停止

オミクロン株の急速な感染拡大を踏まえ、新たな人流を抑制するため、「かながわ県民割」の新規予約を停止（停止日は、1月15日（0時））

## ウ 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策

### (ア) 「感染防止対策取組書」の普及

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、飲食店等の各店舗において、業種ごとに定められたガイドラインに沿った感染対策を一覧で示した「感染防止対策取組書」について、令和2年5月から

運用を開始するとともに、チラシやポスター等を作成するなど、県民や事業者への普及に取り組んでいる。

「感染防止対策取組書」の登録件数は、令和4年1月13日時点で、142,900件。

#### (イ) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

昨年度から引き続き、県民や事業者に向けて各種支援メニューを掲載したチラシを作成し、県ホームページに掲載したほか、各地域県政総合センター等での配架、商工会及び商工会議所等への配布を行った。

#### (ウ) 「マスク飲食」の推進

感染対策の急所と言われる「飲食の場」での飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして、飲食する場合でも会話するときはマスクを着用する「マスク飲食」の取組を推進している。

##### a 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

「マスク飲食」の実効性を高めるため、これまでの「感染防止対策取組書」を発展させ、「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行っている。

##### (a) 概要

「感染防止対策取組書」に登録し、基本的な感染防止対策（アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、手指消毒の徹底など）に加え、マスク飲食実施店であることの対外的な発信、マスク等なしで会話をする方への着用の呼びかけなど、積極的に「マスク飲食」を実施している飲食店等からの申請に基づき、県が取組内容を確認し、審査した上で「マスク飲食実施店」として認証する。

##### (b) 実施期間

令和3年4月21日から令和4年3月31日まで

##### (c) 「マスク飲食実施店」認証状況（1月14日現在）

- ・ 申請数 33,828件（重複申請等を除く）
- ・ 認証数 33,486件

##### (d) 「飲食」の場における行動制限の緩和について

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ制度」の要綱が国から示された。

「飲食」については、第三者認証制度の適用事業者において、利用者の人数制限を緩和し、制限なしとする内容となっており、適用を受けようとする事業者は、その旨を都道府県に登録することとなっていることから、令和3年12月22日に「飲食」の場における「ワクチン・検査パッケージ制度」の登録申請受付を開始した。

**b 飲食時の飛沫を可視化する動画の作成**

マスク飲食をはじめとした感染防止対策の重要性を県民に理解いただくため、特殊な撮影方法により、飲食の際に基本的な感染防止対策とマスク飲食の組み合わせによっていかに飛沫が抑えられるかを可視化した動画を作成し、令和3年6月20日に公開した。

**(I) かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金**

新型コロナウイルス感染症の最前線で闘う医療・福祉従事者を応援・支援するための基金を設置し、県民等からの寄附を受け入れている。

寄附受入状況は、令和4年1月11日時点で、968,708,938円(5,814件)。

### (3) 医療提供体制等

#### ア 新たなレベル分類と病床確保フェーズ

令和3年11月22日の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、医療のひっ迫状況により重点を置いた、新たなレベル分類を設定した。(別紙1参照)

#### イ 保健・医療提供体制確保計画

今夏、感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードで感染が拡大したことを踏まえ、令和3年10月1日厚生労働省からの事務連絡に基づき、病床や宿泊療養施設の確保を中心とした医療提供体制だけでなく、保健所等における医療調整を含めた総合的な保健・医療提供体制を構築した。(別紙2参照)

#### ウ 地域療養の神奈川モデル

##### (ア) 事業概要

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち、悪化リスクのある方、悪化が疑われる方に対して早期に医療介入を行うため、地域の医師会や訪問看護ステーションと連携した療養サポートを実施する。

##### (イ) 実施状況 (令和4年1月10日までの実績)

実施市町村 (開始日)	対象者数 (人)	対応実績				
		看護師訪問 (件)	医師訪問 (件)	オンライン診療 (件)	入院搬送 (人)	療養終了 (人)
藤沢市 (3/23～)	1,309	196	0	606	193	1,090
鎌倉市 (5/11～)	360	165	425	858	73	266
横須賀市 (6/1～)	725	42	0	303	93	620
平塚市 (7/6～)	415	84	0	269	57	355
三浦市 (7/6～)	54	3	0	28	10	41
厚木市 愛川町 清川村 (7/28～)	613	39	1	274	87	515
小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町 (9/1～)	46	6	0	35	13	23

実施市町村 (開始日)	対象者数 (人)	対応実績				
		看護師訪 問 (件)	医師訪問 (件)	オンライン診療 (件)	入院搬送 (人)	療養終了 (人)
逗子市 葉山町 (9/27～)	8	1	0	3	1	7
海老名市 (10/5～)	13	3	0	1	2	11
大和市 (10/20～)	16	9	0	9	2	7
茅ヶ崎市 寒川町 (11/1～)	7	1	0	2	0	1
秦野市 伊勢原市 (11/8～)	5	1	0	0	0	3
相模原市 (11/8～)	23	0	0	4	1	4
座間市 綾瀬市 (11/24～)	10	0	0	0	3	2
南足柄市 中井町, 大 井町, 松田 町, 山北町, 開成町 (12/ 1～)	1	0	0	0	0	0
横浜市※ (12/8～)	8	0	0	6	1	4
川崎市 (12/23～)	39	0	0	0	2	8
大磯町 二宮町 (12/25～)	0	0	0	0	0	0
合計	3,652	550	426	2,398	538	2,957

※1月10日現在、横浜市における対象地区は神奈川区、緑区、都筑区。



## エ 第6波を乗り越える対策

早期薬剤処方など従来の取組に加えて、医療ひっ迫を回避するため、「第6波を乗り越える対策」を実施する。

予防	早期診断	早期治療
ワクチン3回目を適切な時期に必ず接種	自宅での抗原検査キットを活用したセルフチェックの促進  リスクの高い方（高齢者施設等）をターゲットにした検査	外来機能認定医療機関整備  濃厚接触者含めた対象者に対する中和抗体療法の実施体制  地域療養モデルの全県展開

### (ア) 抗原検査キットを活用したセルフチェックの実施

発熱等の症状がある時に家庭で検査を行い、陽性反応が出た場合は通勤や通学を控え、早期に医療機関を受診するという行動変容を促すため、家庭に抗原検査キットを配布した。

また、県のホームページで、抗原検査キットが購入できる薬局が検索できるようにして、キットの自宅での常備と発熱等の症状が出た場合のセルフチェックを促進している。

#### これまでの配布対象

- ・LINE パーソナルサポートアンケート回答者のうち希望者へ配布
- ・県内の保育園幼稚園、小学校及び特別支援学校等を通じて家庭へ配布
- ・県内の幼稚園等に在籍していない未就学児、県外の小学校等に在籍している児童等の家庭に配布

参考：使用実績（1月11日現在）

配布総数	868,552 世帯	
利用者総数	9,084 人	
陽性者	293 人	(3.2%)
陰性者	8,600 人	(94.7%)
判定不能	191 人	(2.1%)

### (イ) 高齢者施設等のPCR検査

早期診断のため、高齢者施設等の従事者を対象としたPCR検査を、引き続き実施する。

### (ウ) 外来診療病院の整備

外来診療病院を整備するため、重点医療機関協力病院の役割に「自宅療養又は宿泊療養中のコロナ患者に係る検査・外来診療の実施」を追加して、検査・外来診療を行う病院を募集する。

## (I) 中和抗体療法

### a 概要

基礎疾患があるなど一定の条件を満たし、重症化リスクのある軽症・無症状者に加えて、高齢者施設等において陽性者が発生した場合に、重症者リスクのある入所者等を対象に、中和抗体療法を実施する。

### b 神奈川県内の中和抗体療法の実施状況（1月10日現在）

治療実績あり			
	治療件数	副作用	治療後改善
82医療機関	946件	35件(3.7%)	640件

### c 体制構築

入院による中和抗体療法の実施に加え、10月15日以降、外来で実施できる体制を整備した。今後、陽性者が発生した高齢者施設における実施体制を構築する。

### d スケジュール

- 9月17日 中和抗体療法の外來拠点病院の募集締め切り
- 9月24日 医療機関へ中和抗体療法の実施情報報告を求める通知を  
発出
- 10月14日 中和抗体療法搬送調整センターの設置
- 10月15日 外來拠点病院による中和抗体療法の実施
- 12月以降 陽性者が発生した高齢者施設における中和抗体療法の実施体制を構築

## オ 新型コロナワクチン接種

### (ア) 年代別接種率（11月30日現在）

	1回目	2回目
12-19歳	75.83%	73.50%
20-29歳	76.68%	75.12%
30-39歳	77.93%	76.80%
40-49歳	81.83%	81.07%
50-59歳	89.82%	89.22%
60-64歳	91.19%	90.80%
12-64歳	82.18%	81.12%
65歳以上	92.50%	92.23%
全世代	85.06%	84.21%

※令和3年11月末までに、県全体の2回目接種率は84.2%に達し、希望者への接種は概ね完了したとみられること、転居や死亡等による実績の変動があることから、令和3年11月末までの接種実績で固定して公表している。

(イ) 県が運営する大規模接種会場

a 概要

市町村が行う住民接種を補完する目的で、県独自の接種会場を設置し、ワクチン接種を促進する。

b 接種会場

新横浜国際ホテルマナーハウス 南館(横浜市港北区新横浜 3-7-8)

c モデルナ社ワクチンの接種

- ・ 7月17日から、福祉施設等従事者を対象に開始
- ・ その後、対象者を教職員や妊婦、受験生等に拡大
- ・ 10月16日から、「12歳以上のすべての県民の方」に拡大
- ・ 12月から、1・2回目未接種の方のために期間を延長

(a) 接種対象者

12歳以上のすべての県民の方(※県内への通勤・通学者も対象)

(b) 接種期間

令和3年7月17日～令和4年1月16日

(c) 接種実績

98,253回(11月30日現在)

d アストラゼネカ社ワクチンの接種

- ・ 8月30日から、他社ワクチンを接種できない方等を対象に開始
- ・ 9月8日から、同ワクチンの接種を希望する40歳以上を対象者に追加
- ・ 12月から、1・2回目未接種の方のために期間を延長

(a) 接種対象者

- ・ 40歳以上のすべての県民の方
- ・ 18歳以上のアレルギー等により他社製ワクチンを接種できない方及び海外でアストラゼネカ社ワクチンを1回目接種済の方も対象

(b) 接種期間

令和3年8月30日～令和4年2月

(c) 接種実績

5,867回(11月24日現在)

(ウ) 追加接種(3回目接種)

a 対応方針

(a) 対象者

- ・ 2回目接種完了者全てに対して追加接種の機会を提供
- ・ まずは18歳以上を予防接種法上の特例臨時接種に位置付け
- ・ 重症化リスクの高い者、重症化リスクの高い者と接触の多い者、職業上の理由等によりウイルス曝露リスクの高い者については、特に追加接種を推奨

**(b) 使用するワクチン**

- ・ 1・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、  
mRNA ワクチン(ファイザー・モデルナ)を使用

**(c) 接種間隔（原則として8か月）**

- ・ 医療従事者等 : 6か月（2か月前倒し）
- ・ 高齢者施設等入所者・従事者等 : 6か月（2か月前倒し）
- ・ その他高齢者（2月以降） : 7か月（1か月前倒し）  
（3月以降） : 6か月（2か月前倒し）
- ・ 一般・職域（3月以降） : 7か月（1か月前倒し）

**(d) 県の基本方針**

- ・ 前倒しする場合の対象者
  - ①特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、  
介護療養型医療施設の入所者・従業員、医療従事者
  - ②その他高齢者施設入所者・従業員
  - ③通所サービス事業所の利用者・従事者
  - ④病院・有床診療所の入院患者  
（優先順位①→②→③→④）

**b 県の大規模接種会場**

医療従事者等に対する追加接種（3回目接種）等を支援し、医療提供体制を維持するため、県独自の大規模接種会場を設置・運営する。

**(a) 実施期間**

令和4年1月22日から同年3月まで

**(b) 接種会場**

新横浜国際ホテルマナーハウス 南館(横浜市港北区新横浜3-7-8)

**(c) 対象者**

- ・ 県内在住、在勤の医療従事者等
- ・ 県内在住、在勤の高齢者施設等の従事者等  
（1日800～1,200人程度、合計40,000人程度）

**カ 年末年始の医療提供体制の確保**

地域で発熱患者の受入れを行う発熱診療等医療機関に対し、年末年始の稼働予定を調査したところ、1日当たりの平均稼働予定率が約1割であったことから、年末年始の診療・検査体制を確保するため、発熱診療等医療機関及び保険薬局に対し、協力金を支給することとした。

**(ア) 事前調査（令和3年10月12日～10月22日）**

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| a 調査時点の発熱診療等医療機関の数 | 1,892 か所 |
| b うち事前調査回答数        | 1,560 か所 |
| c 年末年始に稼働予定と回答した数  | 381 か所   |

区分	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	平均
稼働数	334	241	179	148	158	183	207
稼働率	18%	13%	9%	8%	8%	10%	11%

(イ) 協力金の支給対象・基準額等

a 対象期間

令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)(6日間)

b 支給対象・基準額等

(a) 発熱診療等医療機関

- ・1日に合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を確保した発熱診療等医療機関に対し、1日当たり5万円を支給。
- ・加えて新型コロナウイルス感染症の検査を行った場合は、1日当たり5万円を加算。
- ・在宅診療を行う場合も含む。

(b) 保険薬局

- ・発熱診療等医療機関を受診した患者に対し、調剤を行う体制を整備した県内の保険薬局に対し、1日8時間以上の場合は1日当たり3万円、4時間以上8時間未満の場合は1日当たり1万5千円を支給。

(ウ) 年末年始の事前登録状況(令和3年12月28日時点)

a 登録受付時の発熱診療等医療機関の数 1,928 か所

b うち年末年始稼働の事前登録数 637 か所

区分	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	平均
登録数	558	342	256	216	237	264	312
稼働率	29%	18%	13%	11%	12%	14%	16%

キ PCR等無料検査事業

国が令和3年度補正予算において、新たに「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に「検査促進枠」を創設したことを踏まえ、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるため、無料検査事業を開始した。

(7) 無料検査事業の概要

区分	対象	実施期間
ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業	健康上の理由によりワクチン接種を受けられない方又は12歳未満の子ども	令和3年12月20日～令和4年3月31日
感染拡大傾向時の一般検査事業	感染不安を感じている方や感染の不安を解消したい事情のある方	令和3年12月28日～令和4年1月31日 ※期間については必要に応じて延長

(イ) 検査実施者

当事業の実施事業者として県に登録する薬局、衛生検査所、医療機関（令和4年1月17日現在 334か所）

(ウ) 検査方法

PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査含む）又は抗原定性検査のいずれかの方法により実施

#### (4) 産業における対応

##### ア 「経営相談窓口」の設置

令和2年1月30日から、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を開始した。

##### イ 中小企業制度融資による資金繰り支援等

令和3年4月1日から、昨年4月1日に保証料補助を拡充した「新型コロナウイルス関連融資」の保証料を従前に戻すとともに、保証料負担が軽減された「コロナ新事業展開対策融資」、「コロナ・災害対策支援融資」、「伴走支援型特別融資」、「事業再生サポート融資（感染症対応枠）」を新設した。

また、令和3年7月1日から、「コロナ新事業展開対策融資」、「伴走支援型特別融資」について、信用保証料負担を更に軽減し、最大ゼロとした。

##### ウ 再起促進支援等

###### (ア) 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

中小企業者等が行う、感染症拡大防止、非対面ビジネスモデル構築、ビジネスモデル転換に取り組む経費の一部を補助する。

###### a 感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル構築事業

アクリル板、換気設備、加湿器等の導入や、デリバリー、テイクアウトの取組、業務効率化等に必要なIT導入などに係る経費を補助する。

(上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内。工事を伴う換気設備を導入する場合は最大200万円)

<実施状況(令和4年1月11日現在)>

令和3年5月19日から令和3年6月3日まで公募を実施。

申請件数 1,909件

申請額 1,352,561千円

交付件数 1,053件

交付額 617,491千円

###### b ビジネスモデル転換事業

自動車部品製造から福祉介護用品製造への転換など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。

(上限3,000万円 補助率：補助対象経費の3/4以内)

<実施状況(令和4年1月11日現在)>

令和3年5月19日から令和3年6月18日まで公募を実施。

申請件数 865件

申請額 11,206,964千円

交付件数 18件

交付額 97,902千円

**c 感染症拡大防止事業（第2次）**

遮蔽物、換気設備、加湿器、CO<sub>2</sub>濃度測定器、HEPAフィルター付き空気清浄機の導入に係る経費を補助する。

（上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

＜実施状況（令和4年1月11日現在）＞

令和3年10月18日から令和3年12月17日まで  
公募を実施。

申請件数 2,046件

申請額 828,950千円

**(4) 商店街等のプレミアム商品券発行に係る支援**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街等が実施するプレミアム商品券発行事業に対して補助する。

（上限：1商店街200万円、複数商店街500万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

＜実施状況（令和4年1月12日現在）＞

令和3年10月25日から令和4年1月11日まで募集を実施。

申請件数 32件

申請額 76,217千円

**(5) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた、ローカル5G実証環境を活用した製品・技術開発の促進**

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、令和2年度に整備したローカル5Gの実証環境を活用した技術支援により、県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな製品やサービス等の開発の促進を図る。

＜実施状況＞

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所に、実証環境の整備が完了。

**(6) 経営資源引継・事業再編の支援**

新型コロナウイルスの影響により、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人員費相当分を補助する。

（上限100万円 補助率：3/4以内）

＜実施状況（令和4年1月13日現在）＞

令和3年5月10日から令和3年12月28日まで公募を実施。

申請件数 5件

申請額 4,200千円

**(7) ベンチャー企業に向けた事業化支援**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた社会課題の解決に資する、新たな製品・サービスの開発に大企業と連携して取り組むベンチャー企業に対して、必要な経費の一部を支援する。

＜実施状況＞

・ベンチャー企業とのオープンイノベーションに取り組む意欲のあ



る大企業等を募集し、両者のマッチングを支援した結果、8件の連携プロジェクトを創出（4～9月）

- ・創出されたプロジェクトによる製品・サービスの開発や実証事業等の実施を支援（9～3月）

**(カ) 県内工業製品購入促進事業**

県内製造業を支援するため、令和2年度に引き続き県内の工場で製造され、一般に流通している完成された製品・商品（但し、部品・部材を除く）を購入した際の割引を支援する（かもめクーポン）。

なお、令和3年度は製品の希望小売価格等を単価3万円以上（税抜）に拡充し、実施する。

（1件当たり 割引率10%以内 上限20万円）

<実施状況>

クーポンは令和4年2月15日まで利用可能（発行は2月13日まで）

**(キ) 新型コロナウイルスに対応する製品の性能評価サービスの実施**

企業が開発した抗ウイルス製品の性能評価へのニーズに応えるため、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所殿町支所において、新型コロナウイルスに対応した性能評価サービスを実施する。

<実施状況>

令和2年12月25日から相談・申込受付を開始。

**(ク) 県内消費喚起対策事業**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが減少している県内産業を支援するため、消費者が県内の小売店・サービス事業者・飲食店等において、「かながわPay」を通じて二次元コード決済サービスで代金を支払った際、決済額の最大20%の金額に相当するポイント（1人当たり上限30,000円相当分）を消費者に還元する。

<実施状況>

令和3年4月1日から8月31日まで加盟店募集。

令和3年10月25日から「かながわPay」利用開始。

令和3年12月23日から、1人当たりのポイント付与上限を10,000ポイントから30,000ポイントに引上げ。

ポイント付与期間を令和4年4月30日まで、ポイント利用期間を令和4年5月31日まで延長。

**(ケ) 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの実装に意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要な施設環境の調整など、総合的な支援を行う。併せて得られたノウハウをモデル化し、同種施設への実装を推進する。

<実施状況>

施設への実装を目指すロボットプロジェクトを募集・採択

募集期間 7月16日から8月6日まで

応募件数 32件

採択件数 9件

(コ) **DXプロジェクト推進事業**

県内産業のDXを促進するため、データとデジタル技術を活用した新たな製品やサービスの開発プロジェクトを募集・採択の上、専門家の技術的助言や、課題解決に向けて連携する事業者とのマッチングを行うとともに、経費の一部を支援する。

＜実施状況＞

募集期間 5月17日から6月7日まで

応募件数 51件

採択件数 6件

(ク) **中小企業等支援給付金事業**

「酒類提供の停止」要請等により、売上に大きな影響を受けている事業者を支援する。

a **酒類販売事業者支援給付金**

(a) **給付金額の加算（売上が90%以上減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、7月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限60万円、個人事業者は上限30万円を、県独自に加算して給付する。

(b) **給付金額の加算（売上が70%以上減少の場合）**

※7月から10月までの期間については、売上が70%以上90%未満減少の場合

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限40万円、個人事業者は上限20万円を、県独自に加算して給付する。

(c) **給付金額の加算（売上が50%以上70%未満減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象となる酒類販売事業者等に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自に加算して給付する。

(d) **支援対象の拡大（売上が30%以上50%未満減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象とならない酒類販売事業者等に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自に支援対象を拡大して給付する。

(e) **支援対象の拡大（対象月及び前月の売上が2か月連続で15%以上減少の場合）**

国の月次支援金の給付対象とならない酒類販売事業者等に対し、7月から10月までの期間について、対象月に対して、中小法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円を、県独自に支援対象を拡大して給付する。

(f) **実施状況（令和4年1月12日現在）**

- a' 令和3年4月から6月までの期間
  - ・申請件数 497件
  - ・給付件数 490件
- b' 令和3年7月から9月までの期間
  - ・申請件数 502件
  - ・給付件数 421件
- c' 令和3年10月
  - ・申請件数 165件
  - ・給付件数 102件

**b 中小企業等支援給付金**

(a) **給付金額の加算**

売上が50%以上減少し、国の月次支援金の給付対象となる幅広い業種の事業者（酒類販売事業者等を除く）に対し、4月から10月までの期間について、1か月当たり、中小法人は定額5万円、個人事業者は定額2万5千円を、県独自に加算して給付する。

(b) **実施状況（令和3年12月31日現在）**

- a' 令和3年4月から6月までの期間
  - ・申請件数 23,751件
  - ・給付件数 23,165件
- b' 令和3年7月から9月までの期間
  - ・申請件数 22,805件
  - ・給付件数 21,244件
- c' 令和3年10月
  - ・申請件数 7,857件
  - ・給付件数 6,345件

**エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付**

令和2年12月からの営業時間短縮要請に協力いただいた飲食店等に対し 交付する協力金の概要は次のとおり。

(7) **第3弾**

a **区域**

横浜市、川崎市

b **要請期間**

令和2年12月7日～12月17日

c **要請内容**

午前5時から午後10時までの時短営業

d **協力金の額**

最大22万円（2万円／日）

e **実施状況（令和4年1月13日現在）**

- (a) 申請件数 10,765件（郵送5,183件、電子5,582件）
- (b) 処理済件数 10,765件
- (c) 交付額 2,721,300千円

- (イ) 第4弾
- a 区域  
横浜市、川崎市
  - b 要請期間  
令和2年12月18日～令和3年1月11日
  - c 要請内容  
①12/18～1/7：午前5時から午後10時までの時短営業  
②1/8～1/11：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午後7時まで）
  - d 協力金の額  
最大108万円  
①12/18～1/7：4万円/日  
②1/8～1/11：①から継続の場合 6万円/日  
②からの場合 2万円/日
  - e 実施状況（令和4年1月13日現在）
    - (a) 申請件数 13,490件（郵送6,130件、電子7,360件）
    - (b) 処理済件数 13,490件
    - (c) 交付額 15,220,840千円
- (ウ) 第5弾
- a 区域  
県内全域
  - b 要請期間  
令和3年1月12日～2月7日
  - c 要請内容  
午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
  - d 協力金の額  
最大162万円（6万円/日）
  - e 実施状況（令和4年1月13日現在）
    - (a) 申請件数 27,429件（郵送9,686件、電子17,743件）
    - (b) 処理済件数 27,425件
    - (c) 交付額 57,559,140千円
- (イ) 第6弾
- a 区域  
県内全域
  - b 要請期間  
令和3年2月8日～3月7日
  - c 要請内容  
午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
  - d 協力金の額  
最大168万円（6万円/日）

- e 実施状況（令和4年1月13日現在）
  - (a) 申請件数 29,017件（郵送9,572件、電子19,445件）
  - (b) 処理済件数 29,016件
  - (c) 交付額 60,968,340千円
- (才) 第7弾
  - a 区域
    - 県内全域
  - b 要請期間
    - ①令和3年3月8日～3月21日
    - ②令和3年3月22日～3月31日
  - c 要請内容
    - ①3/8～3/21：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
    - ②3/22～3/31：午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
  - d 協力金の額
    - ①3/8～3/21：最大84万円（6万円/日）
    - ②3/22～3/31：最大40万円（4万円/日）
  - e 実施状況（令和4年1月13日現在）
    - (a) 申請件数 28,652件（郵送9,252件、電子19,400件）
    - (b) 処理済件数 28,651件
    - (c) 交付額 43,334,780千円
- (カ) 第8弾
  - a 区域
    - 県内全域
  - b 要請期間
    - 当初 令和3年4月1日～4月21日
    - 変更後 令和3年4月1日～4月19日
  - c 要請内容
    - 午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）
  - d 協力金の額
    - 当初 最大84万円（4万円/日）
    - 変更後 最大76万円（4万円/日）
  - e 実施状況（令和4年1月13日現在）
    - (a) 申請件数 25,933件（郵送8,175件、電子17,758件）
    - (b) 処理済件数 25,930件
    - (c) 交付額 24,543,720千円
- (キ) 第9弾
  - a 令和3年4月20日からまん延防止等重点措置に指定された区域
    - (a) 区域
      - 横浜市、川崎市、相模原市

- (b) **要請期間**  
 ①令和3年4月20日～4月27日  
 ②令和3年4月28日～5月11日
- (c) **要請内容**  
 ①4/20～4/27：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）  
 ②4/28～5/11：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は終日停止）
- (d) **協力金の額（日額）**  
 売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定  
 ・〔中小企業＝売上高方式〕4万円～10万円  
 ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円（中小企業も選択可）
- b 令和3年4月28日からまん延防止等重点措置に指定された区域**
- (a) **区域**  
 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市
- (b) **要請期間**  
 ①令和3年4月20日～4月27日  
 ②令和3年4月28日～5月11日
- (c) **要請内容**  
 ①4/20～4/27：午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11時から午後8時まで）  
 ②4/28～5/11：午前5時から午後8時までの時短営業（酒類の提供は終日停止）
- (d) **協力金の額（日額）**  
 ①4/20～4/27  
 売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定  
 ・〔中小企業＝売上高方式〕2万5千円～7万5千円  
 ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円（中小企業も選択可）  
 ②4/28～5/11  
 売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定  
 ・〔中小企業＝売上高方式〕4万円～10万円  
 ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円（中小企業も選択可）
- c 上記 a、b 以外の区域**
- (a) **区域**  
 横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を除く市町村
- (b) **要請期間**  
 令和3年4月20日～5月11日
- (c) **要請内容**  
 午前5時から午後9時までの時短営業（酒類の提供は午前11

時から午後 8 時まで)

(d) **協力金の額（日額）**

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 2 万 5 千円～7 万 5 千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限 20 万円（中小企業も選択可）

(ク) **第 10 弾**

a **まん延防止等重点措置に指定された区域**

(a) **区域**

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) **要請期間**

令和 3 年 5 月 12 日～5 月 31 日

(c) **要請内容**

- ・午前 5 時から午後 8 時までの時短営業
- ・酒類の提供は終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
（飲食を主たる業とする店舗に限る）

(d) **協力金の額（日額）**

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 4 万円～10 万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限 20 万円（中小企業も選択可）

※令和 3 年 5 月 12 日以降の協力金に係る国が示す下限額は 3 万円とされていたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用し、特例的に最大 1 万円を 上乗せ

b **上記 a 以外の区域**

(a) **区域**

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町を除く市町村

(b) **要請期間**

令和 3 年 5 月 12 日～5 月 31 日

(c) **要請内容**

- ・午前 5 時から午後 9 時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前 11 時から午後 8 時まで
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
（飲食を主たる業とする店舗に限る）

(d) **協力金の額（日額）**

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 2 万 5 千円～7 万 5 千円

- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限 20 万円（中小企業も選択可）

c 実施状況（第 9 弾・第 10 弾の合計）（令和 4 年 1 月 13 日現在）

- (a) 申請件数 29,594 件（郵送 8,668 件、電子 20,926 件）
- (b) 処理済件数 29,388 件
- (c) 交付額 68,800,726 千円

(ケ) 第 11 弾

a まん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町

(b) 要請期間

令和 3 年 6 月 1 日～6 月 20 日

(c) 要請内容

- ・午前 5 時から午後 8 時までの時短営業
- ・酒類の提供は終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
（飲食を主たる業とする店舗に限る）

(d) 協力金の額（日額）

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕3 万円～10 万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限 20 万円（中小企業も選択可）

b 上記 a 以外の区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町を除く市町村

(b) 要請期間

令和 3 年 6 月 1 日～6 月 20 日

(c) 要請内容

- ・午前 5 時から午後 9 時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前 11 時から午後 8 時まで
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
（飲食を主たる業とする店舗に限る）

(d) 協力金の額（日額）

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕2 万 5 千円～7 万 5 千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限 20 万円（中小企業も選択可）



**c 実施状況（令和4年1月13日現在）**

- (a) 申請件数 28,137件（郵送8,246件、電子19,891件）
- (b) 処理済件数 27,404件
- (c) 交付額 29,703,140千円

**(㉔) 第12弾**

**a まん延防止等重点措置に指定された区域**

**(a) 区域**

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市

**(b) 要請期間**

令和3年6月21日～7月11日

**(c) 要請内容**

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
（飲食を主たる業とする店舗に限る）
- ・酒類提供の要件は次のとおり
  - a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理
  - b' 人数制限（1組4人以内、又は同居家族に限る）
  - c' 感染防止対策基本4項目（アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保、手指の消毒設備の設置、マスク飲食の周知等、施設の換気）の遵守

※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る

**(d) 協力金の額（日額）**

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕3万円～10万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円（中小企業も選択可）

**b 上記a以外の区域**

**(a) 区域**

横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市を除く市町村

**(b) 要請期間**

令和3年6月21日～7月11日

**(c) 要請内容**

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
（飲食を主たる業とする店舗に限る）
- ・酒類提供の要件は次のとおり
  - a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理
  - b' 人数制限（1組4人以内、又は同居家族に限る）
  - c' 感染防止対策基本4項目の遵守

※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る

(d) 協力金の額（日額）

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 2万5千円～7万5千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

c 実施状況（令和4年1月13日現在）

- (a) 申請件数 27,632件（郵送7,974件、電子19,658件）
- (b) 処理済件数 26,879件
- (c) 交付額 28,071,507千円

(サ) 第13弾

a 令和3年7月12日からまん延防止等重点措置に指定された区域

(a) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市

(b) 要請期間

- ①令和3年7月12日～7月21日
- ②令和3年7月22日～8月1日

(c) 要請内容

①7/12～7/21

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類提供の終日停止（ただし、7月11日までに「マスク飲食実施店」の認証を受けている店舗又は認証の申請を行った店舗は、次の条件を満たした場合、酒類の提供を午前11時から午後7時まで可能とする。なお、7月20日までに「マスク飲食実施店」の認証申請を行った店舗は、その認証申請を行った翌日から7月21日まで、次の条件で酒類の提供を可能とする。）

a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理

b' 人数制限（1組4人以内、又は同居家族に限る）

c' 「マスク飲食実施店」の認証条件を満たしていること

※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る

- ・カラオケ設備提供の終日停止

（飲食を主たる業とする店舗に限る）

②7/22～8/1

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
  - ・酒類提供の終日停止
  - ・カラオケ設備提供の終日停止
- （飲食を主たる業とする店舗に限る）

(d) 協力金の額（日額）

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 3万円～10万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

**b 令和3年7月22日からまん延防止等重点措置に指定された区域**

**(a) 区域**

横浜市、川崎市、相模原市、厚木市を除く県内全市町

**(b) 要請期間**

①令和3年7月12日～7月21日

②令和3年7月22日～8月1日

**(c) 要請内容**

①7/12～7/21

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
  - ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで  
(ただし、次の条件を満たした店舗に限る)
    - a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理
    - b' 人数制限(1組4人以内、又は同居家族に限る)
    - c' 感染防止対策基本4項目の遵守
- ※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る

- ・カラオケ設備提供の終日停止  
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

②7/22～8/1

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類提供の終日停止
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

**(d) 協力金の額(日額)**

①7/12～7/21

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・[中小企業＝売上高方式] 2万5千円～7万5千円
- ・[大企業＝売上高減少額方式] 上限20万円(中小企業も選択可)

②7/22～8/1

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・[中小企業＝売上高方式] 3万円～10万円
- ・[大企業＝売上高減少額方式] 上限20万円(中小企業も選択可)

**c 上記a、b以外の区域**

**(a) 区域**

清川村

**(b) 要請期間**

令和3年7月12日～8月1日

**(c) 要請内容**

- ・午前5時から午後9時までの時短営業
- ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで  
(ただし、次の条件を満たした店舗に限る)
  - a' 客の滞在時間は90分以内に制限・管理

- b' 人数制限（1組4人以内、又は同居家族に限る）
- c' 感染防止対策基本4項目の遵守
- ※上記a'及びb'は、酒類を提供するグループに限る
- ・カラオケ設備提供の終日停止  
（飲食を主たる業とする店舗に限る）

(d) 協力金の額（日額）

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 2万5千円～7万5千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

d 令和3年8月2日から緊急事態措置に指定された区域

(a) 区域

県内全域

(b) 要請期間

令和3年8月2日～8月31日

(c) 要請内容

a' 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等

終日休業

※利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む

※酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を取り止める場合を除く

b' 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等

午前5時から午後8時までの時短営業

(d) 協力金の額（日額）

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 4万円～10万円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

e 実施状況（第13弾先行交付）（令和4年1月13日現在）

令和3年7月20日から8月13日まで、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」の申請受付を実施

(a) 申請件数 13,566件（郵送5,611件、電子7,955件）

(b) 処理済件数 13,566件

(c) 交付額 10,631,600千円

f 実施状況（第13弾本申請）（令和4年1月13日現在）

(a) 申請件数 30,121件（郵送8,700件、電子21,421件）

(b) 処理済件数 28,735件

(c) 交付額 70,709,662千円

(シ) 第14弾

a 区域

県内全域

b 要請期間

令和3年9月1日～9月30日

- c 要請内容
- (a) 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等  
 終日休業  
 ※利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む  
 ※酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）を取り止める場合を除く
- (b) 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等  
 午前5時から午後8時までの時短営業
- d 協力金の額（日額）  
 売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定  
 ・〔中小企業＝売上高方式〕4万円～10万円  
 ・〔大企業＝売上高減少額方式〕上限20万円（中小企業も選択可）
- e 実施状況（第14弾先行交付）（令和4年1月13日現在）  
 令和3年9月13日から9月17日まで、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」の申請受付を実施
- (a) 申請件数 9,597件（郵送4,781件、電子4,816件）  
 (b) 処理済件数 9,596件  
 (c) 交付額 6,571,200千円
- f 実施状況（第14弾本申請）（令和4年1月13日現在）  
 (a) 申請件数 29,037件（郵送8,528件、電子20,509件）  
 (b) 処理済件数 27,703件  
 (c) 交付額 41,892,756千円
- (λ) 第15弾
- a 区域  
 県内全域
- b 要請期間  
 令和3年10月1日～10月24日
- c 要請内容
- (a) マスク飲食実施店（認証店）  
 ・午前5時から午後9時までの時短営業  
 ・酒類の提供は午前11時から午後8時まで  
 ※「マスク飲食実施店」の認証済みであること  
 （現地確認を終えた店舗を含む）  
 ・1組4人以内又は同居家族に限る  
 ・カラオケ設備の利用を終日停止  
 （飲食を主たる業とする店舗に限る）
- (b) マスク飲食実施店（申請中）  
 ・午前5時から午後8時までの時短営業  
 ・酒類の提供は午前11時から午後7時30分まで  
 ※「マスク飲食実施店」の認証を申請中であること  
 ※10月24日までに、県から「マスク飲食実施店」の認証を受けた店舗（現地確認を終えた店舗）は、その認証を受けた日（現地確認を終えた日）以降、上記(a)と同様の営業時間及び酒類

提供時間を可能とする

- ・感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨
- ・1組4人以内又は同居家族に限る
- ・カラオケ設備の利用を終日停止  
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

**(c) その他の店舗**

- ・午前5時から午後8時までの時短営業
- ・酒類の提供を終日停止  
※10月23日までに、「マスク飲食実施店」の申請をした店舗は、その翌日以降、上記(b)と同様の営業時間及び酒類提供時間を可能とする
- ・感染防止対策取組書の掲示、マスク飲食の推奨
- ・1組4人以内又は同居家族に限る
- ・カラオケ設備の利用を終日停止  
(飲食を主たる業とする店舗に限る)

**d 協力金の額（日額）**

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業＝売上高方式〕 2万5千円～7万5千円
- ・〔大企業＝売上高減少額方式〕 上限20万円（中小企業も選択可）

**e 実施状況（第15弾先行交付）（令和4年1月13日現在）**

令和3年10月4日から10月11日まで、要請期間の終了を待たずに協力金の一部を交付する「先行交付」の申請受付を実施

- (a) 申請件数 7,487件（郵送3,954件、電子3,533件）
- (b) 処理済件数 7,486件
- (c) 交付額 2,565,000千円

**f 実施状況（第15弾本申請）（令和4年1月13日現在）**

- (a) 申請件数 25,558件（郵送7,399件、電子18,159件）
- (b) 処理済件数 20,562件
- (c) 交付額 14,931,029千円

**(t) 再度の申請受付**

**a 交付対象**

第3弾から第8弾までの各弾の要請期間において、対象地域の店舗で要請に協力いただいたものの、「何らかの理由で当初の申請期限内に協力金の交付申請を行えなかった事業者」及び「県の要請前に自主的に時短営業を実施していた事業者」

**b 実施状況（令和4年1月13日現在）**

- (a) 申請件数 2,421件
- (b) 処理済件数 2,421件
- (c) 交付額 2,723,620千円

**(y) 大規模施設等に対する協力金**

**a 要請内容**

午前5時から午後8時までの時短営業

※イベント開催の場合は午前5時から午後9時までの時短営業

※緊急事態措置期間においては、カラオケ店に対して休業要請

- b 要請対象（まん延防止等重点措置又は緊急事態措置に指定された区域の以下の施設）**
- (a) **大規模施設**  
特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った、建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設
  - (b) **テナント、出店者**  
上記の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
  - (c) **飲食業の許可を受けていないカラオケ店（緊急事態措置）**  
特措法第45条第2項に基づく休業要請を行ったカラオケ店
- c 協力金の額（日額）**
- (a) **大規模施設**
    - a' 自己利用部分  
「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額
    - b' テナント等把握管理分（10店舗以上の場合）  
「時短営業したテナント数1件毎に2千円/日」に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額
  - (b) **テナント、出店者**
    - a' テナント・出店者への協力金  
「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額
    - b' 映画館への加算分  
「常設のスクリーン毎に2万円/日」に「時短営業により上映できなくなった回数/本来の上映回数」を乗じた金額
  - (c) **飲食業の許可を受けていないカラオケ店（緊急事態措置）**
    - a' 建築物の床面積の合計が1,000㎡超のカラオケ店  
休業した面積1,000㎡毎に20万円/日
    - b' 建築物の床面積の合計が1,000㎡以下のカラオケ店  
2万円/日
- d 第1弾**
- (a) **区域**  
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町
  - (b) **要請期間**  
令和3年5月12日～5月31日
- e 第2弾**
- (a) **区域**  
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、

葉山町、寒川町

- (b) **要請期間**  
令和3年6月1日～6月20日
- (c) **実施状況（令和4年1月12日現在）**  
（第1弾・第2弾の合計）
  - a' 申請件数 3,059件（郵送142件、電子2,917件）
  - b' 処理済件数 3,059件
  - c' 交付額 1,554,833千円

f **第3弾**

- (a) **区域**  
横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、座間市
- (b) **要請期間**  
令和3年6月21日～7月11日
- (c) **実施状況（令和4年1月12日現在）**
  - a' 申請件数 2,118件（郵送71件、電子2,047件）
  - b' 処理済件数 2,118件
  - c' 交付額 604,565千円

g **第4弾**

- (a) **令和3年7月12日からまん延防止等重点措置区域に指定された区域**
  - a' 区域  
横浜市、川崎市、相模原市、厚木市
  - b' 要請期間  
令和3年7月12日～8月1日
- (b) **令和3年7月22日からまん延防止等重点措置区域に指定された区域**
  - a' 区域  
横浜市、川崎市、相模原市、厚木市を除く全市町
  - b' 要請期間  
令和3年7月22日～8月1日
- (c) **令和3年8月2日から緊急事態措置区域に指定された区域**
  - a' 区域  
県内全域
  - b' 要請期間  
令和3年8月2日～8月31日
- (d) **実施状況（令和4年1月12日現在）**
  - a' 申請件数 3,072件（郵送108件、電子2,964件）
  - b' 処理済件数 3,066件
  - c' 交付額 1,834,775千円

h **第5弾**

- (a) **区域**  
県内全域
- (b) **要請期間**  
令和3年9月1日～9月30日



(c) 実施状況（令和4年1月12日現在）

- a' 申請件数 3,007件（郵送90件、電子2,917件）
- b' 処理済件数 2,751件
- c' 交付額 1,102,516千円

オ 感染防止対策用アクリル板等の無償貸出

会食時の飛沫感染を防ぐためには、アクリル板により遮蔽し、飛沫の拡散を防止する、飛沫を換気により排出する、そして加湿により浮遊する飛沫を減らすことが有効と言われていることから、県内飲食店に対し、「アクリル板」、「サーキュレーター」、「加湿器」を緊急的に無償で貸出す事業を、令和2年11月25日から開始した。さらに、12月9日から、二酸化炭素の濃度により換気のタイミングを知ることができる「CO2濃度測定器」を貸出物品に追加した。

その後、当該事業と飲食店が自ら設置したものを合わせ、県内飲食店のほとんどの店舗にアクリル板が設置され、事業の一定の目的が達成されたため、令和3年11月末で申込受付を終了した。

<申込状況>

品目	受付数
アクリル板	267,345枚
サーキュレーター	9,119台
加湿器	3,607台
CO2濃度測定器	8,405台

(5) 雇用、労働関係の支援の実施

ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知している。

イ 経済団体への要請

県内の経済団体5団体に対し、6月23日、知事と神奈川労働局長の連名により、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用の維持並びに新規学卒者、就職氷河期世代、若年者、障がい者、女性及び高齢者等の雇用機会の確保等を依頼するとともに、会員企業への働きかけを要請した。

ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター本所及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施するとともに、同センター本所に新型コロナウイルス感染症に関連する労働相談専用ダイヤルを開設している。

また、新型コロナウイルス感染症関連の代表的な相談事例を分かりやすくまとめてホームページに掲載し、問題の解決に役立つ情報提供を行っている。

## エ テレワーク導入に向けた支援

### (ア) アドバイザーの派遣

在宅勤務型のテレワーク導入を希望する中小企業 32 社に対し、専門家をアドバイザーとして派遣、コンサルティング等の支援を行うこととした。

### (イ) テレワーク導入促進事業費補助金

中小企業へのテレワーク導入を促進し、「新しい生活様式」に沿った働き方の定着を図るため、テレワークに必要な通信機器等の購入や運用のための経費を補助することとした。(上限 40 万円 補助率: 補助対象経費の 3/4 以内)

＜実施状況（1月12日現在）＞

交付決定数 464 件

交付決定額 161,156 千円

### (ウ) Webセミナーの開催

テレワークを実施する中小企業向けに、定着に向けた課題の解決を図る業種別セミナーを、Webで開催した。

＜実施状況＞

11月24日 介護福祉・サービス業向け 20社参加

11月25日 製造業・建設業向け 25社参加

## オ 就労相談体制の充実

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者や転職希望者のために、かながわ若者就職支援センター及びシニア・ジョブスタイル・かながわにおける就労相談体制の充実を図る。

## カ 合同就職面接会及びミニ企業相談会等の実施

雇用環境が悪化する中、求人企業を開拓しながら、失業者が一度に様々な分野の企業等と面接できる機会として、合同就職面接会を通年で4回実施するとともに、ミニ企業相談会及びミニ企業面接会を県内各地で継続的に計40回開催し、失業者と人手を必要とする企業のきめ細かなマッチングを行う。

＜実施状況＞（1月12日現在）

4月22日からミニ企業相談会及びミニ企業面接会を32回開催。

6月17日から「かながわ合同就職面接会」を3回開催。

## (6) 観光における対応

### ア 観光客等への情報発信

#### (ア) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、新型コロナウイルスの感染症関連情報をまとめた特設サイトを作成し、情報を発信している。

また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」を作成し、県ホームページ等に掲載した。

さらに、「観光かながわNOW」において、「モバイル空間統計人口マップ」等、4つの混雑状況の確認方法を紹介している。

#### (イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」（9言語）において、新型コロナウイルス感染症予防のための旅行者向けのページを作成し、旅行中に気を付けるべきことや電話相談サービスを紹介するとともに、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」（5言語）を掲載した。

また、県の特設サイトへのリンクのほか、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語（4言語）対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。

#### (ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

### イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリング等を実施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

### ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

### エ 観光需要の回復策

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、次のとおり、観光需要喚起策を実施する。

(7) 「地元かながわ再発見」推進事業費（かながわ県民割）

a 目的

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県魅力を再発見する契機とするため、県民限定で県内旅行の割引を行う。

b 予算額

14億9,798万円（令和2年度からの繰越）

c 割引適用期間

令和3年12月1日（水）から令和4年1月31日（月）

※ 新型コロナ（オミクロン株）の急速な拡大を踏まえ、新たな人流の発生を抑制するため、令和4年1月15日（土）0時から、新規予約を停止

d 割引額

対象商品	割引前の販売価格	割引額	
		定番エリア (横浜・鎌倉・箱根)	再発見エリア (左記以外)
宿泊旅行	6,000円以上	3,000円	5,000円
日帰り旅行	3,000円以上	1,500円	2,500円

※ 国のG o T oトラベル事業との併用は不可。

(イ) かながわ旅割実施事業費（かながわ旅割）

a 目的

新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地域経済を活性化させるため、神奈川県内の旅行に対する割引を行う。

b 予算額

92億150万円（12月補正予算）

※ 12月補正予算で同額の繰越明許費を設定

c 対象者

県民及び近隣圏域（地域ブロック）の居住者（予定）

d 割引適用期間

令和4年2月1日（火）から令和4年3月10日（木）（予定）

※ 今後の感染状況等を踏まえ、実施の適否を判断。

e 割引額等

対象商品	割引前の販売価格	割引額	クーポン (※3)
宿泊旅行 日帰り旅行	10,000円以上	5,000円	2,000円
	6,000円以上	3,000円	2,000円
	3,000円以上	1,500円	1,000円

※1 ワクチン接種済証や陰性証明の確認を実施。

※2 国のG o T oトラベル事業との併用は不可。

※3 旅行期間中に神奈川県内の飲食店や土産物店等で利用できるクーポンを付与。

#### オ ワークेशन普及に向けた支援

温泉観光地・箱根で、自然豊かな環境を生かしたワークेशन※に取り組む宿泊施設を支援するため、箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）と連携し、ワークेशनの特設ページを観光ウェブサイト「観光かながわNOW」に作成した。

※ 「仕事 (work)」と「休暇 (vacation)」を組み合わせた造語で、IT技術の進展により、時間や場所にとらわれず働くテレワークが普及したことを背景に、新たな就業・休暇スタイルとして欧米を中心に広まりをみせている。

#### カ 宿泊事業者の感染症対策等への支援

新型コロナウイルス感染症拡大により深刻な影響を受けた宿泊事業者を支援するため、宿泊事業者が実施する感染防止対策等に要する経費に対して補助を行っている。

項目	内容	
対象者	旅館業法の許可を受けて神奈川県内の宿泊施設で旅館業を営む者（店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く）	
対象事業	令和2年5月14日以降に着手し、令和4年1月31日までに完了する次の事業に要する経費 ※ 事業完了日を令和3年12月31日から1か月延長 1 感染防止対策に必要な設備等の導入 例) 機械換気設備、電子宿泊台帳システム、キーレスシステム、アクリル板 等 2 新たな需要に対応するための体制整備 例) ワークेशनやバリアフリーに対応するための施設改修 等	
補助率	令和2年5月14日以降着手分（令和2年度分）	1/2
	令和3年4月1日以降着手分（令和3年度分）	3/4
	※ 令和3年度分については、9月16日消印分から 1/2	
上限額	1施設当たり 500万円	
募集期間	令和3年7月30日（金）から10月29日（金）まで ※ 期限を令和3年9月30日（金）から1か月延長	

※は、当初事業内容からの変更点

## (7) 県立学校及び市町村立学校の対応

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図ってきた。

### ア 臨時休業から学校再開までの主な対応（令和2年2月から令和2年5月まで）

- ・ 令和2年2月28日に、文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、県立学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とした。
- ・ 3月30日に、4月6日から2週間程度の臨時休業とした。
- ・ 4月7日に、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県立学校については、5月6日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月4日に、緊急事態宣言が延長され、県立学校については、5月31日まで臨時休業を延長した。
- ・ 5月22日に、緊急事態宣言が解除され、6月1日に学校が再開する場合に備え「教育活動の再開等に関するガイドライン」を取りまとめ「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。
- ・ 5月25日に、緊急事態宣言の解除を受け、6月1日から教育活動を再開することとし、再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていくとする「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を要請した。

### イ 学校再開後の主な対応（令和2年6月から令和3年5月まで）

- ・ 令和2年7月3日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を策定した。
- ・ 7月3日に、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲について市町村教育委員会へ通知した。
- ・ 7月9日に、県立高校等については、7月13日から予定した「通常登校」への移行は、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の時差通学と組み合わせて実施することとした。
- ・ 7月17日に、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」を策定した。
- ・ 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動については、「時

差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校については、「時差通学・短縮授業」を継続することとした。これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。

- 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめた。
- 11月20日に、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、県立特別支援学校についても「時差通学・短縮授業」を継続することとした。なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。
- 12月11日に、文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」が示され、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。
- 令和3年1月7日に、緊急事態宣言が発令され「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、県の実施方針に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。県立高校、中等教育学校では、朝の時差通学を徹底し、授業については短縮授業とし、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を徹底するなどの対応をすることとした。
- 1月14日に、令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において、Webサイトによる合格発表などの新たな感染拡大防止の取組を行うこととした。
- 1月27日に、県立学校における今春の卒業式・入学式の実施上の留意事項等を整理し県立学校に通知した。
- 2月2日に、緊急事態宣言が3月7日まで延長され、県立学校では、1月7日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- 3月5日に、緊急事態宣言が3月21日まで延長され、県立学校では、2月2日付け通知の内容により引き続き対応することとした。
- 3月18日に、緊急事態宣言が3月21日をもって解除されることに伴い、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととした。県立高校、中等教育学校では、時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底し、特別支援学校では、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底するなどの対応をすることとした。
- 3月24日に、緊急事態宣言解除後の段階的緩和期間及び4月1日からのリバウンド防止期間中の感染状況を踏まえ、県立学校では、感染防止対策を徹底しながら対応していくこととした。

- ・ 4月16日に、まん延防止等重点措置の実施期間中の感染状況、特に変異株の感染者が増加傾向にあること等を踏まえ、児童・生徒の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層徹底しながら対応することとした。
- ・ 4月22日に、県立学校では、日常の学習を継続するため、オンライン授業の試行を実施し、課題の把握と改善の検討等を行い、非常時においても学習を止めないための準備を進めるように通知した。
- ・ 5月8日に、まん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長され、県立学校では、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととした。
- ・ 5月28日に、まん延防止等重点措置の期間が6月20日まで延長され、県立学校では、引き続き緊張感を持ち対応することとした。

※ 上記については、全市町村教育委員会に通知し、対応を依頼した。

## ウ 令和3年6月以降の対応について

- (ア) 6月18日に、まん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

### <高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

## 【具体的な対応等】

### a 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。



b 感染防止対策の徹底について

- 従来株から変異株に置き換わったと国により推定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事中的会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
  - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

c 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。

d 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

e 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

- (イ) 7月8日に、まん延防止等重点措置の期間が8月22日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、児童・生徒等の安全・安心を確保するため、感染防止対策を強化・徹底しながら、引き続き緊張感を持ち、以下のとおり対応していくこととし、また、この度の実施期間に、夏季休業期間が含まれることから、特に夏季休業期間中における教育活動外の児童・生徒の行動について、令和3

年7月2日付け通知「夏季休業期間中の生徒指導について」及び「夏季休業期間中の児童・生徒指導について」を踏まえ、感染症防止対策の視点からも、改めて指導するよう、7月9日に県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

#### <高校、中等教育学校>

- 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

#### <特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底する。

### 【具体的な対応等】

#### a 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

#### b 感染防止対策の徹底について

- 特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、警戒度を高め、次のとおり基本的な感染防止対策を強化し徹底する。
  - ・登下校中も含め、校内でのマスクの適切な着用と、毎日の健康観察を徹底する。共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒、アルコール消毒液による手指消毒等を実施する。常時換気を基本とした換気を徹底し、校内においては可能な限り身体的距離の確保を図る。
  - ・食事場面における感染を防ぐため、対面にならないようにするとともに、身体的距離を確保し、食事時の会話や飲食物の共有は行わない。また、食事後は速やかにマスクを着用する。
  - ・熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。
  - ・特にグループ等でのカラオケや食事等の感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控える。

c 学習活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 補習等における学習活動については、授業に準じた扱いとする。

d 部活動について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。

※まん延防止等重点措置の実施期間及び、まん延防止等重点措置期間終了後の夏季休業期間中の部活動の活動時間及び休養日については、「神奈川県立学校に係る部活動の方針（神奈川県教育委員会平成30年3月、平成31年3月一部改定）」に則り実施する。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする。

- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

※まん延防止等重点措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

e 修学旅行等について

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- まん延防止等重点措置の実施期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

f 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

- (ウ) 7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き

緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼した。

### 【感染防止対策の強化・徹底について】

- a 部活動等における感染防止対策の徹底について
  - 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液(素材により使い分け)による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
  - 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。
  - 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
  - 部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底するよう指導すること。
  - 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底すること。
- b 教育活動外の行動に係る指導について
  - 夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
  - オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まったの観戦は行わないよう指導すること。
- c 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について
  - 県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。

なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとする。

- (エ) 7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応して

いくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

### 【緊急事態措置期間中における教育活動等】

#### a 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施する。感染リスクの高い活動は行わない。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。
- ※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・活動時間は、準備片付けを含め、3時間程度とする。
  - ・活動日数は、週4日を上限とする。
- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

#### b 学習活動について

- 補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施する。

#### c 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。

なお、夏季休業期間終了後の教育活動については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示す。

(オ) 8月9日に、県対策本部会議において、人流の増加と感染力が非常に強いデルタ株の影響により、緊急事態宣言後も連日2,000人前後の新規感染者が発生し、必要な医療が提供できない、救えるはずの命が救えない、いわゆる「医療崩壊」が始まりつつある厳しい状況であることが確認され、感染激増を踏まえた対応強化を図ることとされた。

県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、今後も学校の教育活動を継続していくため、また災害とも言うべき現在の感染爆発を抑えるため、さらに一層、感染防止対策を強化・徹底しながら、以下のとおり対応することとし、10日に「『緊急事態宣言後の感染激増を踏まえた対応強化』に係る県立高等学校等の対応について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

#### 【県立高等学校等における感染防止対策の強化・徹底について】

令和3年7月30日付け教育長通知「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等に基づく取組を徹底する。

##### a 教育活動等における感染防止対策の徹底について

- 夏季休業期間中は、必要な場合を除き、できる限り登校を控えるよう指導すること。
- やむを得ず登校する場合、登下校の際は、必ずマスクを着用し、公共交通機関利用時や路上での会話を慎むこと、また寄り道をせず、まっすぐに登下校すること、とりわけ登下校途中での飲食は絶対にしないことについて指導を徹底すること。
- 毎日の健康観察を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。
- 教室、職員室等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

##### <部活動等における感染防止対策の徹底について>

- 部活動の実施に当たっても、共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒の実施や、手指のアルコール消毒液による消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保などについて徹底すること。
- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。

- 発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導すること。
- b 教育活動外の行動に係る指導について
  - 夏季は教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動を自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導すること。
  - c 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について
    - 旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていること等を踏まえ、学校での感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。
- (カ) 8月17日に、緊急事態措置期間が9月12日まで延長されたことを受け、実施期間中の感染状況、特に感染力が非常に強いデルタ株の影響に鑑み、児童・生徒等の安全安心を確保するため、感染防止対策をより一層強化・徹底しながら対応していくこととし、県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒等への対応について以下のとおり、同日に「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

#### <高等学校、中等教育学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

#### <特別支援学校>

- 夏季休業終了後、当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

#### 【県立学校における夏季休業終了後の児童・生徒への対応】

##### a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業

とする。

- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

b 学習活動について

- 緊急事態措置期間中は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

c 部活動について

- 緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は行わない。

- ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
- ・活動は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 日を上限とする。

- 緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。

- 大会等の 14 日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

- 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

- 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。

- 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

(b) 文化祭・体育祭等について

- 開催する場合は、来場者を児童・生徒と保護者に限定するなど感染防止対策を徹底する。

(c) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施する。



- (キ) 8月26日に、県対策本部会議において「子どもコロナ対策」を強化していくこととなったことから、県教育委員会として、県内の人流抑制及び学校における感染防止対策の強化という視点から、同日に「令和3年9月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

#### <高等学校、中等教育学校>

- 9月1日から9月12日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。
  - ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。その際、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登下校時刻を設定する。
  - ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

#### <特別支援学校>

- 9月1日から9月12日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

#### 【県立学校における児童・生徒への対応】

##### a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

##### b 学習活動について

- 分散登校の際は、感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

##### c 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、

その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。

- 大会等の 14 日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも 17 時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

(b) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

(c) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

- (ク) 9月9日に、緊急事態措置期間が9月30日まで延長されたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況、医療体制の状況等に鑑み、人流抑制及び学校における感染防止対策を徹底するという視点から、同日に「令和3年9月13日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

<高等学校、中等教育学校>

- 9月13日から9月30日までは、3年生は週2日、1・2年生は週1日の登校を基本とする分散登校を実施する。
  - ・分散登校の実施に当たり、登校する生徒については、朝の時差通学を徹底するとともに、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
  - ・登校しない日については、オンラインを活用すること等により学びを継続する。

<特別支援学校>

- 9月13日から9月30日までは、時差通学及び短縮授業を徹底する。

## 【県立学校における児童・生徒への対応】

### a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

### b 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は行わないこととした上で、学びを継続する。

### c 部活動について

- 原則として中止とする。
- ただし、公式大会への参加は可とし、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降については、校長の判断により競技実施における怪我防止等の視点から必要な活動を認める。その際も、平日の下校時刻は遅くとも17時とし、感染防止対策を徹底する。
- 熱中症は命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させる。

### d 学校行事等について

#### (a) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 校外活動は延期又は中止とする。

#### (b) 文化祭・体育祭等について

- 延期又は中止とする。

#### (c) 学校説明会等について

- 各学校で開催する学校説明会等については、原則として延期する。

- (ケ) 9月28日に、9月30日をもって緊急事態措置が解除となり、10月24日まで段階的な緩和の期間とされたことを受け、県教育委員会として、現在の県内の感染状況等に鑑み、引き続き学校における感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月1日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知

した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に  
応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。ただし、学校の実情を踏まえ、校長が必要と認める場合は、1週間程度短縮授業とすることも可とする。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

- 当面の間は、時差通学及び短縮授業を引き続き徹底する。

**【県立学校における児童・生徒への対応】**

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

b 学習活動について

- 段階的な緩和の期間中は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で学びを継続する。

c 部活動について

- 段階的な緩和の期間中の部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含めて慎重に判断する。

(b) 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、参加者を限定するなど、感染防止対策を徹底した上で

実施する。

- (2) 10月20日に、10月25日から11月30日まで基本的対策徹底期間とされたことを受け、県教育委員会として、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、以下のとおり対応することとし、同日に「令和3年10月25日以降の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

<高等学校、中等教育学校>

- 通常の教育活動を実施する。ただし、朝の時差通学を継続することとし、各学校の校長は、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定する。
- 今後も、感染状況により、分散登校等に移行できるよう校長は必要な準備を行う。

<特別支援学校>

- 時差通学及び短縮授業を継続する。各学校の校長は、地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討し設定する。

**【県立学校における児童・生徒への対応】**

a 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、オンラインの活用などにより学びの保障に取り組む。

b 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

c 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

d 学校行事等について

(a) 修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

(b) 文化祭・体育祭・学校説明会等について

- 各学校で開催する文化祭・体育祭等の特別活動及び学校説明会等については、基本的な感染防止対策を徹底しながら実施する。

(㉞) 11月22日に、県対策本部会議において、当面の間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底することとされたことを受け、県教育委員会として、令和3年10月20日付け通知の内容により引き続き対応することとし、同日に「今後の県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

(㉟) 11月29日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から11月22日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

(㊱) 1月6日に、県内で新しい変異株であるオミクロン株の市中感染が認められ、これまでにない急激な感染拡大が危惧されるなど、本県の感染状況について予断を許さない状況となっていることから、各学校における冬季休業明けの教育活動の実施に当たっては、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、全職員の共通理解のもと、これまで以上に緊張感を持って、感染防止対策を引き続き徹底し、生徒一人ひとりに対してきめ細かな指導の徹底を図るよう、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。

## 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対応方針(抜粋)

## 新たなレベル分類と病床確保フェーズ

レベル(L)	状況	病床確保フェーズ(Ph) <sup>※1</sup>	レベルアップ基準 <sup>※2</sup>	レベルダウン基準 <sup>※2</sup>	具体的対策 <sup>※3</sup>	
L4	避けた いレベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない		【L3→L4】 災害特別フェーズでの対応も困難になったとき		
L3	対策を強化すべきレベル	一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる	「災害特別フェーズ」 最大確保病床 2,100床+400床 うち重症210床+ 60床	【L2→L3】 Ph4 に引き上げ	【L4→L3】 ①現在の入院患者数がピークアウト傾向 ②救急搬送困難事例数が減少傾向	【医療提供体制】 ○一般医療の延期（通知による） [特別Ph] ○入院基準を SpO2 基準に変更 [特別Ph] ○緊急酸素投与センター稼働[特別Ph] ○早期処方指針 ステロイド処方段階 [特別Ph] 【社会への要請】 ○ワクチン検査パッケージ停止 [特別Ph]
		Ph 4 最大確保病床 2,100床 うち重症210床	【医療提供体制】 ○一般医療の延期（医療機関裁量）[Ph4] 【社会への要請】 ○緊急事態宣言 [Ph4]			
L2	警戒を強化すべきレベル	一般医療・新型コロナ医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができていない	Ph 2 / 3 確保病床 1,300~1,700床 うち重症 130~ 160床	【L1→L2】 Ph 2 に引き上げ	【L3→L2】 Ph 3 に引き下げ	【社会への要請】 ○まん延防止等重点措置[Ph3]
L1	維持すべきレベル	一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能	Ph 1 確保病床1,000床 うち重症100床	【L0→L1】 Ph 1 に引き上げ	【L2→L1】 Ph 1 に引き下げ	
L0	感染者ゼロレベル	新規陽性者ゼロを維持できている	Ph 0 確保病床120床 うち重症20床		【L1→L0】 Ph 0 に引き下げ	

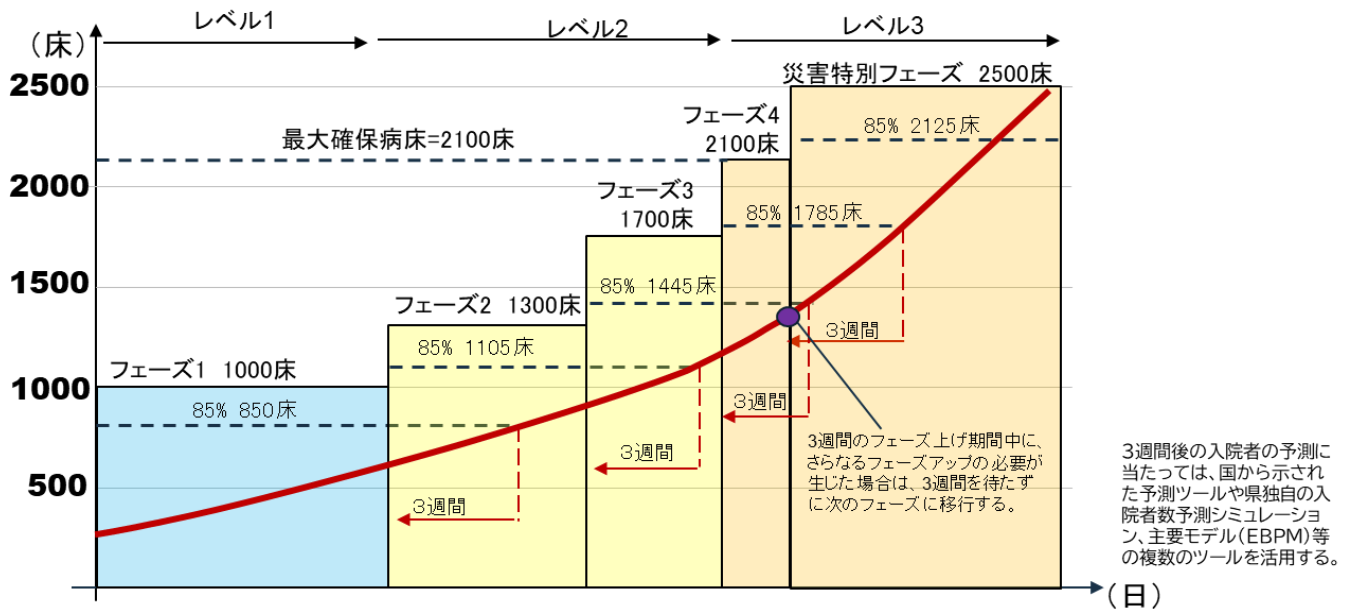
※1 病床確保フェーズの引き上げの考え方：入院患者数の増加傾向が継続し、各フェーズの確保病床の85%を超えることが想定される3週間前に上のフェーズに引き上げる。

病床確保フェーズの引き下げの考え方：入院患者数の減少傾向が継続し、仮に再上昇しても3週間の猶予があると想定される場合に下のフェーズに引き下げる。

※2 レベルアップ基準、レベルダウン基準については、上記表記載の基準を原則とするが、その他の要素を含めて総合的に考慮し、決定することとする。

※3 個々の具体的対策を講じる時期については、変異株の特性、新規発生患者・入院者数の状況等を総合的に考慮し、柔軟に対応することとする。

## レベルと病床確保フェーズの移行のイメージ



## 参考：病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ`0	病床確保フェーズ`1	病床確保フェーズ`2	病床確保フェーズ`3	病床確保フェーズ`4	※災害特別フェーズ`
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)				同左
確保病床数	120 床	1,000 床	1,300 床	1,700 床	2,100 床	2,100 床 +400 床
地域医療体制	原則平時医療を継続				一部の一般医療の延期 (医療機関の裁量)	一般医療の延期(通知に基づく)
レベル	レベル0	レベル1	レベル2		レベル3	レベル3



## 保健・医療提供体制確保計画の概要

(これまでも行ってきたこと＝○ 今後導入すること＝●)

### 1 陽性判明から療養先決定までの対応

#### (1) 患者の療養先の振り分け方の考え方

- 「入院優先度判断スコア」による入院判断を行っている（令和2年12月に導入し、現在は第3版）。5点以上で入院対象と整理するが、第5波の際と同様、スコアによる入院調整が困難となった場合は、酸素飽和度判定を基軸にした救命優先の入院調整を行う。
- 軽症・無症状者の療養先の選定に当たっては、自宅等に専用の個室がある場合は自宅療養、家庭内感染のおそれがある場合は宿泊療養としている。

#### (2) 受入可能病床数の共有による迅速な入院調整

- 神奈川モデル認定医療機関による日々のkintoneへの「新型コロナウイルス感染症患者受入可能病床数」の1日2回（朝・夕）の入力を徹底し、入院調整に関わる関係者間で受入可能病床数をリアルタイムに共有している。

#### (3) 感染者増加時や夜間等の入院・入所調整の実施主体の整理

- 各保健所設置市で所管域での入院調整を行うが、その調整が困難な場合は、県で入院調整等を行う。夜間の入院調整は、保健所設置市所管域を含め、県本部で行っている。
- 軽症・無症状者の療養先については、各保健所が宿泊療養または自宅療養を決定。県本部では宿泊療養希望者について、心身が療養可能な状態かの医師の判断のもと、居住地、言語、アレルギー食等の個別事情を考慮し、療養先や搬送手段を調整する。

### 2 健康観察・診療等の体制

#### (1) 宿泊療養施設の稼働率の向上のための方策

- 稼働率を向上させるため、①入退所時間の柔軟化（入所可能時間の見直し）、②県が個別に業者に委託していた客室の清掃等の運営業務をホテルに委託することによる清掃作業等の効率化を図っているが、さらに動画による入所説明や健康状態の聞き取り方法の見直し等の入所オペレーションの見直しにも取り組む。

#### (2) 自宅療養者への健康観察・診療体制の整備

- 健康観察や診療を実施できる体制を構築するため、従来、保健所の保健師が行っていた基礎疾患の有無等の聞き取りを、本人入力によるヒアリングシートのウェブフォーム化を実現したほか、感染状況に応じた増員計画に基づく人員の増員を行う。
- 全自宅療養者に対し、パルスオキシメーターを翌日までに配送している。
- 全自宅療養者に対し、原則としてLINEまたはAiCall（コンピュータ音声による自動架電）により健康観察を行っている。
- 自宅療養者のうちスコア3点以上の重症化リスクのある患者の健康観察を郡市医師会に委託し、地域医療の視点で診る「地域療養の神奈川モデル」を展開している（11月現在、23市町村で実施）。

### 3 自宅療養者等の治療体制

#### (1) 地域における自宅療養者等に対する治療体制

- 「地域療養の神奈川モデル」の全市町村での展開を推進していく（11月現在、23市町村で実施）。

#### (2) 自宅療養者等の移送・搬送体制

- 個別事情に応じ適切な手段を随時判断の上、行政救急又は民間救急で搬送している。

#### (3) 中和抗体薬の投与体制

- 「中和抗体療法入院・外来拠点病院」を指定し、地域の医療機関で診断された患者も速やかに中和抗体療法を施行できる体制を構築。

#### (4) その他の自宅療養者等に対する医薬品の提供体制

- 地域療養の神奈川モデル実施地域では、各地域の医師会と薬剤師会等が連携し、薬局の休日対応、自宅療養者への配送サービス、最寄りの薬局からの置き配、訪問看護師による配達を実施している。
- 「早期処方指針」に基づき、初診時に症状に応じた対処療法薬の事前処方を実施しているほか、災害時には「ステロイド処方段階」への移行により、ステロイドの事前処方、医師の投与指示による投与開始の上、医師による適切なモニタリングの実施の下、自宅療養者が自宅でステロイドを投与できる体制を構築している。

### 4 入院等の体制

#### (1) 確保病床に関する医療機関との書面の締結内容

##### (2) (1)の書面の締結状況

- フェーズごとの確保病床数や県のフェーズ引上げ要請を受けてから3週間以内に該当確保病床を稼働させること等について明記した協定を、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるすべての神奈川モデル認定医療機関と締結済。

#### (3) 臨時の医療施設・入院待機施設の位置付け、活用の考え方

- 臨時の医療施設（中等症病床を180床）及び臨時の専用病棟（2病院88床）を令和2年5月に設置。臨時の医療施設では、管理の難しい透析患者や精神疾患を持つ患者の24時間受入も実施している。
- 緊急的・一時的な入所施設かつ速やかな病院への搬送拠点として緊急酸素投与センターを稼働（災害特別フェーズ）。

#### (4) 入院患者の後方支援医療機関等への効果的な転退院調整の方法

- 退院基準を満たした患者の後方支援病床として県全体で733床を確保し、搬送元と搬送先をマッチングするシステムを構築したほか、県庁内に搬送元と搬送先を調整する「後方搬送調整チーム」を設置し、中央値52分で効率的に後方搬送を実施している。

(5) 逼迫時の医療人材派遣について予め調整した医療機関数、調整済み人数

- ・ 医療人材の派遣に協力する施設数：29 施設
- ・ 協力する施設から派遣可能な医師数：21 名、看護師数：46 名

(6) 医療人材の派遣調整等を一元的に行う体制

- 県が窓口となり、各医療機関から派遣可能な医療人材の情報を収集し、名簿管理を行うとともに、感染拡大期には派遣調整を行うため、現在体制整備中である。
- また、すぐに感染症対応ができない看護師向けに研修を企画・実施し、感染症対応可能な看護師の育成も進めていく。

(7) 医療従事者の負担軽減策

- 清掃、食事の提供等の看護師以外が対応可能な業務を看護師から民間事業者にしフトできるよう、県が民間事業者の管理者や従業員を対象に感染管理認定看護師による感染症対策研修を行う。

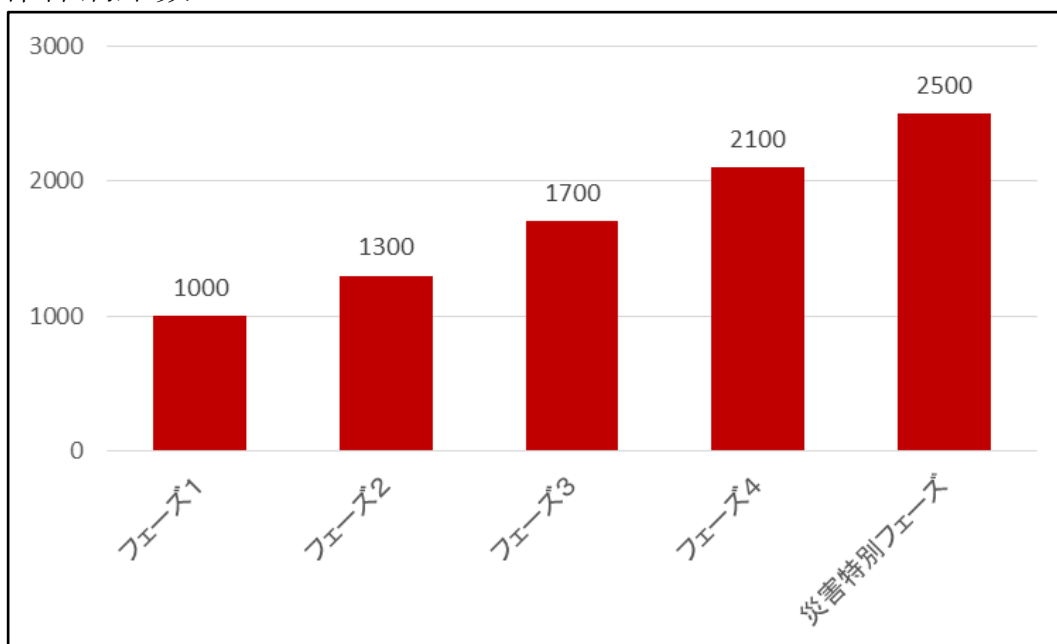
## 5 病床確保計画

(1) 病床確保フェーズ移行のタイミング

病床確保計画（一般フェーズ）	フェーズ移行のタイミング	通常の医療施設		臨時の医療施設・入院待機施設（左記と重複計上しない）		合計 即応病床
		即応病床数	うち重症患者用	即応病床数	うち重症患者用	
フェーズ1の即応病床数	—	1,005	102	39	0	1,044
フェーズ2の即応病床数	フェーズ1の確保病床の85%を超えることが想定される3週間前の日	1,302	136	78	0	1,380
フェーズ3の即応病床数	フェーズ2の確保病床の85%を超えることが想定される3週間前の日	1,599	168	109	0	1,708
フェーズ4の即応病床数	フェーズ3の確保病床の85%を超えることが想定される3週間前の日	1,955	217	143	0	2,098
緊急フェーズIの即応病床数	フェーズ4の確保病床の85%を超えることが想定される3週間前の日	2,323	272	180	0	2,503

※「緊急フェーズI」は県の「災害特別フェーズ」に該当

(2) 確保病床数



## 6 宿泊療養施設確保計画、入院待機施設

### (1) 宿泊療養施設

	宿泊施設名	所在地	利用可能居室数
1	湘南国際村センター	葉山町	95
2	相模原宿泊療養施設	相模原	40
3	アパホテル横浜関内	横浜	375
4	レンブラントスタイル本厚木	厚木	126
5	パークインホテル厚木	厚木	234
6	新横浜国際ホテル	横浜	188
7	リッチモンドホテルプレミア武蔵小杉	川崎	247
8	東横INN新横浜駅前新館	横浜	249
9	ベストウェスタン横浜	横浜	118
10	東横INN横浜スタジアム I・II	横浜	404
	合計		2,076

※ 全県的な感染爆発に備え、地域バランスを考慮して、新たな宿泊療養施設の確保を検討する。

### (2) 入院待機施設

かながわ緊急酸素投与センター @東横 INN 横浜スタジアム前Ⅱ  
定員：24名 稼働時期：「災害特別フェーズ」(※) 移行時

※ フェーズ4の確保病床の85%に達すると見込まれる3週間前に「災害特別フェーズ」に移行する。

## 県宿泊療養施設の稼働状況一覧（1月17日現在）

		施設名	受入	住所	確保 室数	受入可 能室数	備考
県運用 施設	濃厚 接触者	湘南国際村センター	稼働中	葉山町	95	95	12/1～ オミクロン株濃厚接 触者の滞在施設とし て運営中
		小 計				95	95
	陽性者	アパホテル ＜横浜関内＞	1月18日 再開予定	横浜市中区	451	375	
		レンブラントス タイル本厚木	稼働中	厚木市	162	126	
		パークインホテル 厚木（トラベル インを含む）	1月18日 再開予定	厚木市	282	234	
		新横浜国際ホテル （本館）	1月18日 再開予定	横浜市港北区	206	188	
		リッチモンドプ レミア武蔵小杉	稼働中	川崎市中原区	302	247	
		東横 INN 新横浜 駅前新館	稼働中	横浜市港北区	288	249	
		ベストウエスタ ン横浜	稼働中	横浜市鶴見区	185	118	
		東横 INN 横浜ス タジアム前Ⅰ、 Ⅱ	稼働中	横浜市中区	441	404	
ホテルグリーン	1月14日 利用開始	小田原市	23	16			
小 計					2,340	1,957	
県の確保施設総室数					2,435	2,052	
その他	相模原宿泊療養 施設	相模原市		40	40		

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況  
 県教育委員会把握分（令和4年1月13日現在）

## 1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

## (1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
令和2年6月から 令和4年1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	2,422	140
	特別支援学校	126	28
	小 計	2,548人	168校
合 計		2,549人	169校

[参考]	
県立学校児童・生徒数	県立学校数
124,814人	169校

## (2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
令和2年6月から 令和4年1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	207	98
	特別支援学校	65	23
	小 計	272人	121校
合 計		274人	123校

[参考]	
県立学校教員数 (本務者)	県立学校数
11,354人	169校

## (3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	73
	特別支援学校	11
合 計		84校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査(速報値)」より

## (4) 月別感染者数

&lt;児童、生徒&gt;

&lt;教職員&gt;

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0			
令和2年 5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0			
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人			
令和2年 6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1			
令和2年 7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2			
令和2年 9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5			
令和2年 10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5			
令和2年 12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4			
令和3年 1月	高等学校・中等教育学校	245	251	21	23
	特別支援学校	6			
令和3年 2月	高等学校・中等教育学校	39	40	6	10
	特別支援学校	1			
令和3年 3月	高等学校・中等教育学校	30	31	13	14
	特別支援学校	1			
小計	高等学校・中等教育学校	464人	489人	57人	72人
	特別支援学校	25人			
令和3年 4月	高等学校・中等教育学校	62	63	15	16
	特別支援学校	1			
令和3年 5月	高等学校・中等教育学校	81	85	8	12
	特別支援学校	4			
令和3年 6月	高等学校・中等教育学校	63	67	8	9
	特別支援学校	4			
令和3年 7月	高等学校・中等教育学校	259	278	22	39
	特別支援学校	19			
令和3年 8月	高等学校・中等教育学校	1,092	1,141	73	90
	特別支援学校	49			
令和3年 9月	高等学校・中等教育学校	308	325	8	9
	特別支援学校	17			
令和3年 10月	高等学校・中等教育学校	14	18	0	2
	特別支援学校	4			
令和3年 11月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	0
	特別支援学校	0			
令和3年 12月	高等学校・中等教育学校	5	5	2	3
	特別支援学校	0			
令和4年 1月	高等学校・中等教育学校	67	70	14	20
	特別支援学校	3			
小計	高等学校・中等教育学校	1,958人	2,059人	150人	200人
	特別支援学校	101人			
合計	高等学校・中等教育学校	2,423人	2,549人	208人	274人
	特別支援学校	126人			

(5) 県立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年1月まで）

高等学校・中等教育学校

感染経路	割合
家庭内感染	37%
学校内感染	5%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	5%
感染経路不明	53%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	31%
学校内感染	9%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	35%
感染経路不明	25%

(6) 県立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年1月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	18%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	3%
感染経路不明	77%



## 2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

### （1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0	
	中学校	5	4	
	小学校	12	11	
	特別支援学校	1	1	
	小 計	18人	16校	
令和2年6月から 令和4年1月まで (学校再開後)	高等学校	334	17	
	中学校	2,854	394	
	小学校	4,634	787	
	特別支援学校	85	14	
	小 計	7,907人	1,212校	
合 計	7,925人	1,228校		

[参考]

市町村立学校児童・生徒数	市町村立学校数
657,203人	1,296校

### （2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数	
令和2年3月から 令和2年5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0	
	中学校	1	1	
	小学校	2	2	
	特別支援学校	0	0	
	小 計	3人	3校	
令和2年6月から 令和4年1月まで (学校再開後)	高等学校	36	16	
	中学校	225	143	
	小学校	504	323	
	特別支援学校	28	10	
	小 計	793人	492校	
合 計	796人	495校		

[参考]

市町村立学校教員数（本務者）	市町村立学校数
41,568人	1,296校

### （3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和4年1月まで (学校再開後)	高等学校	11
	中学校	65
	小学校	101
	特別支援学校	5
合 計	182校	

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数(本務者)は、令和3年5月1日現在「令和3年度学校基本調査（速報値）」より

## (4) 月別感染者数

&lt;児童、生徒&gt;

&lt;教職員&gt;

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和2年 3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
令和2年 4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
令和2年 5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
令和2年 6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
令和2年 7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
令和2年 8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
令和2年 9月	高等学校	0	60	1	5
	中学校	20			
	小学校	40			
	特別支援学校	0			
令和2年 10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
令和2年 11月	高等学校	8	101	4	19
	中学校	39			
	小学校	52			
	特別支援学校	2			
令和2年 12月	高等学校	17	324	2	44
	中学校	150			
	小学校	155			
	特別支援学校	2			
令和3年 1月	高等学校	31	707	5	107
	中学校	251			
	小学校	418			
	特別支援学校	7			
令和3年 2月	高等学校	3	121	0	16
	中学校	36			
	小学校	80			
	特別支援学校	2			
令和3年 3月	高等学校	2	84	0	14
	中学校	22			
	小学校	59			
	特別支援学校	1			
小計	高等学校	64人	1,574人	12人	231人
	中学校	566人			
	小学校	930人			
	特別支援学校	14人			

<児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和3年 4月	高等学校	7	170	3	26
	中学校	52		4	
	小学校	108		18	
	特別支援学校	3		1	
令和3年 5月	高等学校	21	317	3	47
	中学校	103		14	
	小学校	193		29	
	特別支援学校	0		1	
令和3年 6月	高等学校	19	264	0	35
	中学校	76		15	
	小学校	168		16	
	特別支援学校	1		4	
令和3年 7月	高等学校	31	790	5	110
	中学校	336		32	
	小学校	414		69	
	特別支援学校	9		4	
令和3年 8月	高等学校	132	3,396	12	294
	中学校	1,272		83	
	小学校	1,946		193	
	特別支援学校	46		6	
令和3年 9月	高等学校	43	1,235	0	49
	中学校	424		20	
	小学校	757		29	
	特別支援学校	11		0	
令和3年 10月	高等学校	3	82	0	0
	中学校	17		0	
	小学校	61		0	
	特別支援学校	1		0	
令和3年 11月	高等学校	1	27	0	0
	中学校	4		0	
	小学校	22		0	
	特別支援学校	0		0	
令和3年 12月	高等学校	0	34	0	0
	中学校	3		0	
	小学校	31		0	
	特別支援学校	0		0	
令和4年 1月	高等学校	13	18	1	1
	中学校	1		0	
	小学校	4		0	
	特別支援学校	0		0	
小計	高等学校	270人	6,333人	24人	562人
	中学校	2,288人		168人	
	小学校	3,704人		354人	
	特別支援学校	71人		16人	
合計	高等学校	334人	7,925人	36人	796人
	中学校	2,859人		226人	
	小学校	4,646人		506人	
	特別支援学校	86人		28人	

(5) 市町村立学校児童・生徒の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年1月まで）

高等学校

感染経路	割合
家庭内感染	21%
学校内感染	7%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	2%
感染経路不明	70%

中学校

感染経路	割合
家庭内感染	55%
学校内感染	3%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	8%
感染経路不明	34%

小学校

感染経路	割合
家庭内感染	71%
学校内感染	1%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	7%
感染経路不明	21%

特別支援学校

感染経路	割合
家庭内感染	32%
学校内感染	2%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	40%
感染経路不明	26%

(6) 市町村立学校教職員の感染状況（学校再開後：令和2年6月から令和4年1月まで）

感染経路	割合
家庭内感染	21%
学校内感染	4%
その他（家庭・学校以外の活動・交流等）	7%
感染経路不明	68%

**県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況**  
 <県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校>  
 （通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 4 年 1 月 13 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:30	1
8:40	4
8:45	1
8:50	21
8:55	8
9:00	46
9:05	13
9:10	23
9:15	5
9:20	16
9:30	1
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。  
 （一部の県立高等学校を除く。）

**県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況**  
 <県立特別支援学校 29 校>

登校時刻（令和 4 年 1 月 13 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	2
8:50	6
8:55	3
9:00	8
9:10	1
9:15	1
9:20	1
9:30	6
9:45	1
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。